

北海道告示第 11354 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 3 年 3 月 17 日までに北海道宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 11 月 17 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

稚内副港市場

稚内市港 1 丁目 6 番 8 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社副港開発 代表取締役 中田 伸也

稚内市港 1 丁目 6 番 28 号

稚内丸善株式会社 代表取締役 長峰 勝廣

稚内市港 1 丁目 6 番 8 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
稚内丸善株式会社	代表取締役 長峰 勝廣	稚内市港 1 丁目 6 番 8 号
株式会社稚内副港サービス	代表取締役社長 中田 宏樹	稚内市港 1 丁目 6 - 28
稚内建設機械株式会社	代表取締役 藤原 直樹	稚内市朝日 3 丁目 2185
佐賀孝郎商店	代表 佐賀 雄策	稚内市中央 4 丁目 8 - 23
稚内農業協同組合	代表理事組合長 寺本 幸男	稚内市潮見 1 丁目 5 - 25
北新道路株式会社	代表取締役社長 中田 宏樹	稚内市港 2 丁目 8 - 30
有限会社誠洋	代表取締役 澤田 誠	稚内市はまなす 3 丁目 3 - 3
ラウンジピアス	代表 下川原 勝則	利尻富士町鷺泊字栄町 154 - 7
丸共水産株式会社	代表取締役社長 宮本 宣之	稚内市中央 4 丁目 18 - 18
有限会社楽農開拓者	代表取締役 矢野 克己	稚内市富岡 5 丁目 3 - 10
くるくる	代表 樋口 芳郎	稚内市大黒 1 丁目 7 - 13

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
稚内丸善株式会社	代表取締役 長峰 勝廣	稚内市港 1 丁目 6 番 8 号	
株式会社稚内副港開発	代表取締役社長 中田 伸也	稚内市港 1 丁目 6 - 28	ア
未定			イ
未定			ウ
未定			エ
未定			オ

未定			カ
未定			キ
未定			ク
未定			ケ
未定			コ

(4) 変更の年月日

上記(3)ア～コ 令和2年10月1日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 小売業者の変更のため

上記(3)イ～コ 退店のため

2 届出年月日 令和2年10月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年11月17日(火)から令和3年3月17日(水)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで、翌年の1月2日及び同月3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで